

議案第 87 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(和光市議会委員会条例の一部改正)

第 1 条 和光市議会委員会条例 (昭和 46 年条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p><u>第 2 条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>2 (略)</u> (<u>特別委員会の設置等</u>)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 特別委員の任期は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている期間とする。</u> (委員の選任)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p><u>2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前項の規定により、所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 3 項の例による。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第 16 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 18 条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第 22 条 委員会において、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、和光市議会会議規則 (昭和 46 年議会規則第 1 号。以下「<u>会議規則</u>」という。) 又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第 2 条 (略) (特別委員会の設置)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 前項の規定により、所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条 (常任委員の任期) 第 3 項の例による。</u> (定足数)</p> <p>第 16 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 18 条 (<u>委員長及び委員の除斥</u>) の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第 22 条 委員会において、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、<u>会議規則</u>又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p>

<p>又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、第26条から第28条までの規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。 この場合における同項の署名又は押印については、<u>地方自治法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 前2項の記録は、議長が保管する。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、第26条(公述人の発言)、<u>第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)</u>の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>
---	---

(和光市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 和光市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
和光市議会政務活動費の交付に関する条例	和光市議会政務調査費の交付に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、和光市議会議員の調査研究 <u>その他の活動(以下「調査研究等」という。)</u> に資するため必要な経費の一部として、議員に対し <u>政務活動費</u> を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、和光市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し <u>政務調査費</u> を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
(交付対象)	(交付対象)
第2条 <u>政務活動費</u> は、和光市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。	第2条 <u>政務調査費</u> は、和光市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。
(交付額及び交付の方法)	(交付額及び交付の方法)
第3条 <u>政務活動費</u> は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額20,000円を四半期ごとに交付する。	第3条 <u>政務調査費</u> は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額20,000円を四半期ごとに交付する。
2 <u>政務活動費</u> は、各四半期の最初の月(以下「交付月」という。)に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。	2 <u>政務調査費</u> は、各四半期の最初の月(以下「交付月」という。)に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一の四半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は、交付しない。

5 政務活動費は、交付月の末日までに交付する。

（議員でなくなった場合の政務活動費の返還）

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が一の四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

（収支報告書の提出）

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（別記様式。以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他これに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書に領収書その他これに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第8条 議長は、第6条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 (略)

（透明性の確保）

第9条 議長は、第6条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行うなど、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

3 一の四半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務調査費は、交付しない。

5 政務調査費は、交付月の末日までに交付する。

（議員でなくなった場合の政務調査費の返還）

第4条 政務調査費の交付を受けた議員が一の四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

（使途基準）

第5条 議員は、規則で定める使途基準に従って政務調査費を使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（収支報告書の提出）

第6条 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務調査費の返還）

第7条 政務調査費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 (略)

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第9条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表 (第5条関係)

項目	内容
研究研修費	議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	調査研究等のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	調査研究等のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等)
資料購入費	調査研究等のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	調査研究等、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報等を行うために要する経費 (広報紙、報告書等印刷費、送料、会場費等)
広聴費	議員が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	調査研究等を補助する職員を雇用する経費
事務所費	調査研究等のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、リース代等)

別記様式 (第6条関係)

年 月 日

和光市議会議長 様

議員氏名 印

政務活動費収支報告書

和光市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項又は第3項の規定に基づき、下記のとおり年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入
政務活動費 円

2 支出

(単位円)

項目	金額	内容
----	----	----

研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
3 残額		円

(和光市議会基本条例の一部改正)

第3条 和光市議会基本条例（平成22年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 前文 第1章～第4章（略） 第5章 <u>政務活動費</u> （第10条） 第6章～第8章（略） 附則 第5章 <u>政務活動費</u> （ <u>政務活動費</u> ） 第10条 <u>政務活動費</u> に関しては、和光市議会 <u>政務活動費</u> の交付に関する条例（平成13年条例第10号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。 2 <u>政務活動費</u> の収支報告書及び会計帳簿等については、積極的に公表するものとする。	目次 前文 第1章～第4章（略） 第5章 <u>政務調査費</u> （第10条） 第6章～第8章（略） 附則 第5章 <u>政務調査費</u> （ <u>政務調査費</u> ） 第10条 <u>政務調査費</u> に関しては、和光市議会 <u>政務調査費</u> の交付に関する条例（平成13年条例第10号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。 2 <u>政務調査費</u> の収支報告書及び会計帳簿等については、積極的に公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の規定による政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の和光市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費（施行日の属する月の前の月分までのものに限る。）については、なお従前の例による。

平成24年12月18日提出

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

斎藤 克己

賛成者 和光市議会議員

須貝 郁子

栗原 次男

吉田 けい子

阿部 かさる

並木 修二

金井 紳次

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例を整備したいので、地方自治法第112条及び和光市議会会議規則第14条の規定により、この案を提出するものである。

和光市議会政務調査費の交付に関する規則新旧対照表 (案)

改正後	改正前						
和光市議会政務活動費の交付に関する規則	和光市議会政務調査費の交付に関する規則						
(趣旨)	(趣旨)						
第1条 この規則は、和光市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第10号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、和光市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第10号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務調査費について必要な事項を定めるものとする。						
(交付請求)	(交付請求)						
第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、当該政務活動費の交付月の10日までに、政務活動費交付請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。	第2条 政務調査費の交付を受けようとする議員は、当該政務調査費の交付月の10日までに、政務調査費交付請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。						
	(使途基準)						
	第3条 条例第5条に規定する規則に定める使途基準は、別表左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。						
(収支報告書の写しの送付)	(収支報告書)						
第3条 議長は、条例第6条第1項又は第3項の規定により収支報告書の提出があったときは、速やかに、その写しを市長に送付するものとする。	第4条 条例第6条第1項の報告書の様式は、政務調査費収支報告書(様式第2号)のとおりとする。						
(会計帳簿等の整理及び保管)	2 議長は、条例第6条第1項の規定により収支報告書の提出があったときは、速やかに、その写しを市長に送付するものとする。						
第4条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。	(会計帳簿等の整理及び提出)						
第5条 (略)	第5条 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出に併せて、議長に提出しなければならない。						
	第6条 (略)						
	別表(第3条関係)						
	政務調査費使途基準						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究研修費</td> <td>議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)</td> </tr> <tr> <td>調査旅費</td> <td>議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)	調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
項目	内容						
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)						
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)						

資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場等、印刷費、茶菓子代等)
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品購入・リース代等)

様式第1号(第2条関係)

(略)

政務活動費交付請求書

和光市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

(略)

様式第1号(第2条関係)

(略)

政務調査費交付請求書

和光市議会政務調査費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

(略)

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

和光市議会議長 様

議員氏名

印

政務調査費収支報告書

和光市議会政務調査費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、下記のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

記

1 収入

政務調査費

円

2 支出

(単位円)

項目	金額	内容
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		

3 残額

円